

# 物価高騰対策

市民のみなさん  
を支援します!


先行きが不透明な物価高騰が市民の皆様の日常生活や事業者の経営に深刻な影響を与えている現状を踏まえ、速やかに追加の物価高騰対策を実施します。

## 国の事業

### 1 生活支援特別給付金事業

別府市住民税非課税世帯等臨時特別給付金  
事業実施本部事務局 ☎0120-737-171

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯などに対し、特別給付金を支給します。

支給対象	○令和5年12月1日に別府市の住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割非課税の世帯 ※住民税が課税されている人に世帯全員が扶養されている場合は、給付の対象外です。 ※他の市区町村で同様の趣旨の給付金を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であった人を含む世帯は対象となりません。
支給額	1世帯あたり <b>7</b> 万円
支給日	<b>2月上旬</b> 以降随時
手続方法	①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)を別府市から口座振込で支給を受けた世帯 1月下旬にお送りした通知書に記載された口座へお振込みする予定です。支給を受ける場合は手続不要です。支給を辞退する場合は手続が必要です。 ② ①以外の世帯 2月上旬に対象と思われる世帯に確認書を発送します。 確認書の内容を確認し、4月30日(火)までに返信してください。(当日消印有効) ※対象と思われる世帯の人で確認書が届かない場合は、別途申請が必要になる場合があります。 下記コールセンターへお問い合わせください。 ☎ 別府市専用コールセンター ☎0120-737-171 ※詳しくは市ホームページをご確認ください▶ 

また、国による下記の給付金支給の実施に向けて準備を進めています。詳細については、今後市報や市ホームページなどでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

### ◎住民税均等割のみ課税されている世帯への給付金

令和5年度における住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。

### ◎低所得者の子育て世帯への加算給付金

令和5年度における住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税されている世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人あたり5万円の加算給付金を支給します。

※振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに別府市の職員をかたった不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(または警察相談専用電話 <#9110>)にご連絡ください。

# 別府市独自の事業

## 2 子育て応援支援事業

☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427

物価高騰の影響を受けている18歳以下の子育て世帯に対し、子ども一人につき一律2万円の現金を支給します。

支給対象	18歳以下(令和5年度末時点)の児童を養育する人で、次の①、②に該当する人 ①令和5年12月31日時点で、別府市に住民登録がある人 ②申請日時点で、別府市に住民登録がある人
支給額	対象児童一人あたり一律 <b>2万円</b>
支給日	<b>2月上旬</b> 以降随時
申請期間	2月1日(木)～3月31日(日) ※窓口は土・日・祝日を除く ※出生・転入が3月15日～31日までの場合、申請期限は4月15日(月)
申請が必要な人	①別府市から児童手当の支給を受けていない人 ②令和6年2月1日以降に出生届を提出、または転入した児童を養育する人 ※申請が不要な人には令和6年2月上旬までに支給のお知らせを送付します。
申請書提出方法	・子育て支援課に申請書を郵送 ・子育て支援課窓口で申請書を提出 ※申請書は市ホームページからダウンロード または子育て支援課窓口で配布しています。 ※詳細は市ホームページ をご覧ください▶



### ↓↓「事業者支援」↓↓

## 3 子ども食堂物価高騰対策支援金事業

☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427

物価高騰により厳しい運営を強いられている子ども食堂の負担軽減を図るため、30万円を上限とした支援金を支給します。

支給対象	下記の全てに該当する「子ども食堂」 ・別府市内で運営していること ・令和5年11月30日までに開設していること ・おおむね1か月に1回程度、現在まで継続して開催していること ・その他、交付要綱の支給要件を満たしていること
支給額	1施設あたり上限 <b>30万円</b> ※開催頻度により支給額が異なります。
申請期限	2月29日(木)まで
詳細	支給額、支給対象などの詳細は、市ホームページの「別府市子ども食堂物価高騰対策支援金」をご覧ください▶



## 4 燃料価格高騰対策事業

☎ 政策企画課 ☎ 21-1122

燃料価格高騰の影響を受けている自動車運送事業者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。バス、タクシー事業者に対しては燃料高騰対策の助成制度を延長し、また貨物運送事業者等などに対しては昨年度実施した保有台数に応じた助成制度を今年度(令和6年3月末日まで)も実施し、事業活動を支援します。※詳細は市ホームページをご覧ください。

### ①乗合バス・タクシー事業者

補助額	乗合バス・タクシー事業者：燃料費高騰相当額4分の1 ※大分県事業(補助率3/4)の裏分を補助
-----	---

### ②貸切バス事業者

補助額	貸切バス事業者：15万円/1台(1事業者あたり上限100万円)
-----	---------------------------------

### ③貨物運送事業者・自動車運転代行業者

補助額	普通車：5万円 軽自動車：1万円 小型：3万円 代行車：5万円 (1事業者あたり上限50万円)
-----	---

